

ごみ収集などについての お知らせ

雨清掃センター

祝日のごみ収集について

9月17日(祝)と10月8日(祝)の両祝日は、通常通り収集を行います。ただし、清掃センターへの直接搬入はできませんのでご注意ください。

河瀬、亀山、稻枝学区は「缶・金属類」の収集も行います。9月24日(祝)は、収集は行いません。

なお、詳細については、各家庭に配付してある「ごみ収集カレンダー」をご覧ください。

事業系ごみについて

事業系活動から出る燃やせるごみを地域の集積所に出される場合には、必ず次のことを守ってください。

▼集積所を利用することについて、地元自治会の了解を得てください。

▼ごみは必ず指定専用袋に入れ、定められた金額の特別収集紙を貼付してください。特別収集紙は、困生活環境課、雨清掃センターおよび支所・出張所で販売しています。(50枚綴り、10枚綴りの2種類)

冊子「事業者用ごみの出し方豆知識」が必要なときは、雨清掃センターまでご連絡ください。

掃センターまでご連絡ください。

事業系指定専用袋の名称が変わりました

営利目的に関係なく事業活動に伴って出るごみは、事業系ごみであることから「営業用燃やせるごみ」専用袋を「事業用燃やせるごみ」専用袋に名称変更しました。

お手持ちの「営業用燃やせるごみ」専用袋については、当分の間、これまでどおり使用することができます。

粗大ごみの搬入規制にご協力を

次の期間は、粗大ごみの持ち込みができません。ご理解とご協力をお願いします。

▼事業所からの持ち込み
9月18日(火)～10月5日(金)

▼一般家庭からの持ち込み
10月1日(月)～同5日(金)

問い合わせ先 雨清掃センター
管理課 ☎227734番

納付が困難なときの、国民年金保険料の免除制度

雨保険年金課

国民年金は、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な場合には、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

①保険料申請免除 本人、配偶者および世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の「全額」または「一部」が免除されます。

承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

②若年者納付猶予 30歳未満の本人と配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。

承認期間は、原則7月から翌年6月まで(途中で30歳に到達する人は到達する月の前月まで)です。

③学生納付特例 学生本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されれば保険料の納付が猶予されます。

承認期間は、原則4月から翌年3月までです。(申請には、学生証が必要です)

免除や納付猶予が承認された期間は、将来支給される老齢基礎年金を受給するために必要な期間に算入されます。また、万一の病気や事故のときに支給される障害基礎年金や遺族基礎年金を受給するときは、保険料を納めた場合と同じ扱いになります。ただし、一部免除については、残りの保険料の納付がなければ、未納と同じ扱いになります。

平成18年度に保険料の全額免除または若年者納付猶予が承認された人のうち、平成19年度以降も引き続き同じ全額免除または、若年者納付猶予を申請時に希望した人は、申請手続きは不要です。

ただし、退職や被災など、特別の事情により承認された場合を除きます。また、世帯構成などに変更があった場合は改めて申請手続きが必要です。

申請先 雨保険年金課、支所・各出張所、彦根社会保険事務所 所国民年金業務課

申請に必要なもの 年金手帳か基礎年金番号の分かるもの、印鑑、窓口に来られる人の本人確認ができるもの(運転免許証、パスポートなど) また、平成19年1月2日以降に彦根市に転入した人は、平成19年度(平成18年中)の所得額と控除の状況が分かる書類、退職により免除や納付猶予の申請をされる場合には、雇用保険の離職票などが必要です。

問い合わせ先 雨保険年金課 年金係 ☎3016136番、FAX 221394番

雇用保険法が変わります

彦根公共職業安定所

①雇用保険の受給資格要件が変わります。(10月1日以降に退職する人が対象)

▼週所定労働時間による被保険者区分(一般・短時間)がなくなり、若年者納付猶予を申請時に希望した人は、申請手続きは不要です。

②育児休業給付の給付率が50%に上がります。
平成19年3月31日以降に職場復帰され、10月1日以降に職場復帰給付金の申請をする人が対象です。

③教育訓練給付の要件・内容が変わります。(10月1日以降に受講を開始する人が対象) 被保険者期間が3年以上の人について、給付額が20%(上限10万円)になります。

※初回に限り、被保険者期間が1年以上で受給可能となります。

問い合わせ先 彦根公共職業安定所 ☎222500番、FAX 2615186番、または滋賀労働局 ☎077-522608600番

伝統的工芸品産業技術者

今年度表彰を受ける皆さん

彦根を代表する地場産業の一つであり、経済産業省の伝統的工芸品に指定されている彦根仏壇。彦根市では、彦根仏壇の製造に従事し、優れた技術を持つ皆さんを表彰しています。31回目を迎えた今年度は、次の4人の皆さんが表彰されます。

表彰式

日時 9月22日(土)午前10時00分

場所 宗安寺 本堂(本町二丁目)

問い合わせ先 雨商工課 ☎306119番、FAX 2213998番

組立

宮川孝昭さん

(後三条町)

銙金具

木村数茂さん

(西沼波町)



蒔絵

矢田実弘さん

(長浜市末広町)



金箔押

磯部二三男さん

(愛荘町石橋)



第56回 彦根市美術展覧会

日常生活をちょっと離れて... 違った空間で、スローな時間を過ごしませんか

「彦根市美術展覧会」では、彦根市と近隣市町の皆さんから公募した作品の中から、審査を経た力作を多数展示します。

また、審査員などの作品や、過去に彦根市美術展覧会で賞を受けている人による無鑑査作品も併せて展示します。さわやかな秋のひとときを、美術作品に囲まれてお過ごしください。

会期 10月2日(火)～10月7日(日)
開場時間 各日とも9:30～18:00
(10月7日は17:00まで)

会場 ひこね市文化プラザ
日本画 = メッセホール棟2階
洋画 = グランドホール棟 第1・第2リハーサル室
彫刻 = メッセホール棟3階
美術工芸 = メッセホール棟2階
書 = メッセホール棟3階
写真 = メッセホール棟1階
入場料 無料

問い合わせ先 雨教育委員会
生涯学習課 ☎24-7971、
FAX 22-3015



秋の全国交通安全運動 9月21日(金)～30日(日)

自転車も乗れば車の仲間

秋の全国交通安全運動の重点

- ・飲酒運転の根絶
- ・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ・後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自転車は、私たちの生活の中で、多くの人々が利用しており、手軽で環境にもやさしい乗り物です。しかし、間違った乗り方をしたり、交通ルールやマナーを守らなかつたりすると、交通事故に結びつく乗り物です。また、その事故が重大な事故になる可能性も十分にあり、被害者にも、加害者にもなります。

自転車による事故原因で多いのが、自転車乗用者自身の不注意、交通ルール違反によるものです。「自転車も乗れば車の仲間」であることを意識し、自転車の運転にも重い責任があることを忘れず、交通ルールとマナーを正しく守りましょう。

問い合わせ先 雨交通対策課 ☎30-6134、FAX 24-5211

よくある 自転車事故の原因

- 安全不確認
- 信号無視
- 一時不停止
- ハンドル操作不適當

